

喫煙等に係る規定の見直し（条例第 23 条関係）

- ◆ 平成 30 年 7 月に健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用である旨の標識を設置することが必要になりました。
- ◆ 火災予防条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めて折、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、木曽広域連合火災予防条例で定める標識を削除しました。
- ◆ 「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」を表示した標識の図記号は、下記表中の国際標準化機構（ISO）または日本産業規格（JIS）が定めた規格のものとなります。

禁 煙	火気厳禁	喫煙場所
		
禁 煙 No smoking	火気厳禁 No open flame	喫煙場所 Smoking area